

広島県告示第四百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年九月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		所在地	
平成十六年広島県告示第五百一号		広島県福山市田尻町別所、同市田尻町大浜、同市田尻町、同市田尻町二子及び同市田尻町丸山地区内	
区域の名称	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
九所谷川（三五七）地区	土石流 土砂災害の自然現象	九所谷川（三五七）地区	土石流 土砂災害の自然現象
大常川（三五八）地区	土石流	大常川（三五八）地区	土石流
古山田川（三五九）地区	土石流	古山田川（三五九）地区	土石流
権現川（三六〇）地区	土石流	権現川（三六〇）地区	土石流
大迫川（三六一）地区	土石流	大迫川（三六一）地区	土石流
二子川（三六二）地区	土石流	二子川（三六二）地区	土石流
二子（八一〇〇）地区	土石流	二子（八一〇〇）地区	土石流
丸山川左支川（二二〇二a）地区	土石流	丸山川左支川（二二〇二a）地区	土石流
平谷川（五一七四）地区	土石流	平谷川（五一七四）地区	土石流